

おめでとうございます 5月16日～6月15日届け出分
すこやか (地区別50音順・敬称略)

「すこやか」は、生まれたお子さまについて掲載依頼書を提出された場合に掲載しています。掲載希望の場合は、企画振興課へご連絡ください。

江田島町
 小堤 和 (切串・6月1日)

ご冥福をお祈りします 5月1日～31日届け出分
おくやみ (地区別50音順・敬称略)

「おくやみ」は、亡くなられた方を掲載しています。このコーナーへの掲載を希望されない場合は、企画振興課へご連絡ください。

江田島町
 出羽 邦昭 (宮ノ原・78歳) 伊藤 一枝 (小用・93歳)
 鍵下 道枝 (津久茂・92歳) 加島 士一 (宮ノ原・92歳)
 高元 征雄 (切串・79歳) 富田フサ子 (中央・96歳)
 前原 秀浩 (中央・81歳) 山口 英三 (幸ノ浦・84歳)

沖美町
 今西 繁則 (岡大王・74歳) 岩崎 晃 (是長・75歳)
 小松 宏子 (三吉・76歳) 関本ルミ子 (是長・91歳)
 原田 修身 (三吉・66歳) 藪崎 元亜 (三吉・54歳)

大柿町
 新井 孝男 (飛渡瀬・93歳) 小野 孝行 (柿浦・69歳)
 川元サチヨ (大原・96歳) 久保木一三 (深江・90歳)
 須本 勝之 (飛渡瀬・90歳) 中田 榮子 (飛渡瀬・84歳)

波多野良民 (大原・74歳) 原田貴久美 (大君・89歳)
 久野 正道 (飛渡瀬・91歳) 前田 敏安 (深江・79歳)
 三宅 文子 (飛渡瀬・104歳) 山根 鈴枝 (小古江・84歳)

令和5年5月31日現在
人口と世帯数 (外国人市民を含む)

	男性	女性	計	世帯数
江田島	3,716	3,671	7,387	4,334
能美	2,306	2,464	4,770	2,538
沖美	1,425	1,413	2,838	1,676
大柿	2,943	3,174	6,117	3,305
全体 (前月比)	10,390 (△33)	10,722 (△18)	21,112 (△51)	11,853 (△36)

7月の当番医 ※日程は変更することがあります。
 保健医療課 ☎(43) 1639

2日(日)	青木病院 (江田島町中央) 診療時間：午前9時～午後5時	☎0823-42-1121
9日(日)	砂堀医院 (能美町中町) 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-45-3333
16日(日)	深江長坂医院 (大柿町深江) 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-57-2036
17日(祝)	芸南クリニック (大柿町柿浦) 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-57-3705
23日(日)	水口医院 (江田島町中央) 診療時間：午前9時～午後5時	☎0823-42-0018
30日(日)	えたじま幸田医院 (大柿町柿浦) 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-57-2046

※子どもさんの診療については、事前に医療機関へ電話でお問い合わせください。なお、症状によっては、呉医師会休日急患センターなどを紹介する場合があります。

7月の相談

- 心配ごと相談 (午後1時～3時30分)
 権利擁護センターえたじま ☎0823-27-8032
 4日(火) 能美保健センター
 18日(火) 江田島市民センター別館
 ■弁護士による無料法律相談 (午後1時～4時)
 市社会福祉協議会 ☎0823-27-8032
 8日(土) 能美保健センター (21ページをご覧ください)
 ■広島弁護士会の無料法律相談 (午後1時～4時)
 総務課 ☎0823-43-1111(代)
 13日(木) 沖美市民センター (21ページをご覧ください)

市税などの納期限 □座振替日 7月31日(月)

税などは、期限内に納めましょう。ゆめタウン江田島内の市民サービスセンターでは、土曜日・日曜日・祝日でも納付できます。

固定資産税 (2期)	☎0823-43-1636
国民健康保険税 (1期)	☎0823-43-1636
後期高齢者医療保険料 (1期)	☎0823-43-1639
介護保険料 (1期)	☎0823-43-1651
下水道受益者負担金 (1期)	☎0823-42-3311
保育料 (7月分)	☎0823-42-2852
住宅使用料 (7月分)	☎0823-43-1647

火災・救急・救助は119番
 ●消防本部・消防署 ☎0823-40-0119(代)
 ●能美出張所 ☎0823-45-4739
 火災などのお問い合わせは☎0823-42-3119へ

熱中症対策

屋内の場合
 冷房や扇風機を使って涼しい環境を作りましょう。就寝する際は事前に水分を摂り、室温を下げる等して睡眠環境を整えましょう。

屋外の場合
 長時間日向に出ずに、休憩を取りましょう。防止を被る等をして、直射日光を避けましょう。

屋内・屋外を問わずにこまめに水分を摂りましょう。
 ※ 水やお茶だけでなく、スポーツドリンク等で塩分も補給しましょう。

水による事故を防ぐ為に

レジャーを楽しむ、暑い夏の季節になりました。レジャーは海や川、池などで楽しむことができますが、水による事故が増加する季節でもあります。次のことに注意して、無理をせず楽しくレジャーを楽しみましょう。

- ①時間を決めて泳ぐ
- ②飲酒をしたら泳がない
- ③子どもだけで海や川に行かせない
- ④子どものそばから離れない
- ⑤遊泳禁止場所での遊泳

未納を防ぐために
 ～国民年金保険料の免除制度について
 市民生活課 ☎(43) 1634・広島南年金事務所 ☎082(253) 7710

20歳になったら国民年金保険料を納めなければなりません。しかし、収入の減少や失業などにより、納めることができない状況になることもあります。

保険料を未納のままにしておくと将来の「老齢年金」や障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害年金」「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、本人からの申請により保険料が「免除」または「猶予」される免除・納付猶予制度をご利用ください。

②納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。ただし、保険料の納付が猶予されているだけで、猶予の期間は受ける年金額には反映されません。

※免除や猶予を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。10年以内であればあとから保険料を納めることができ年金額を増やすことができます。